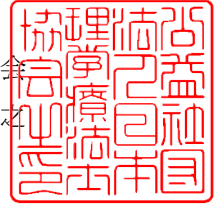


日理協 26 第 262 号
2026 年 7 月 27 日

国 土 交 通 大 臣
金 子 恭 之 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀 之



国 土 交 通 省

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2027 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. ナスバ療護センターにおけるリハビリテーション機能の拡充
2. 高齢運転者等の新たな事故防止対策としての理学療法士の活用
3. まちづくりへの理学療法士の活用

各項目の詳細は別添参照

以上

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望事項

1. ナスバ療護センターにおけるリハビリテーション機能の拡充

【要望先:物流・自動車局】

令和8年度予算において、千葉療護センターの老朽化対策およびリハビリテーション機能の充実にかかる予算を確保いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

自動車事故等により重度後遺症を負われた被害者の方々への支援体制整備は、ご本人やご家族に寄り添った地域・社会への自立支援を実現する上で、医療・福祉の両面から極めて重要な社会的責務です。近年、リハビリテーション医療においては、発症・受傷後の早期かつ高頻度な介入が、機能回復およびADL(日常生活動作)の維持・向上に不可欠であるというエビデンスが確立されつつあります。そのため、施設の拡張や最新訓練機器の導入といった「ハード面の整備」にとどまらず、それを最大限に活かす「ソフト面の充実」が不可欠です。具体的には、理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職の増員、それに伴う土日祝日を含めたリハビリテーション提供体制の構築、および質の高いリハビリテーションを提供するための教育体制の強化が急務となっています。

つきましては、本事業を契機として、千葉療護センターのみならず、全国4カ所に設置されている「ナスバ療護センター」全体において、ハード・ソフト両面からのリハビリテーション機能強化を一層、推進していただきたく存じます。被害者救済の地域格差をなくし、全国で均質な高度先進リハビリテーションを提供できるよう、次年度以降も本事業にかかる必要な予算を継続的かつ安定的に確保いただきますよう、強く要望いたします。

2. 高齢運転者等の新たな事故防止対策としての理学療法士の活用

【要望先:物流・自動車局】

75歳以上の高齢運転者による死亡事故率は、他の年代と比較して高い水準にあります。特に、アクセルとブレーキの踏み間違いや、認知機能・身体機能の低下に起因する事故が多発しており、喫緊の課題となっています。高齢化が進行する我が国において、高齢運転者等による交通事故の防止対策を推進することは、国民の健康と安全の確保に資する重要な取り組みです。これに対して、ペダル踏み間違い急発進抑制装置など車両のハード面の整備と、75歳以上の免許更新時の認知機能検査や高齢者講習、免許返納などソフト面での対策も進んでおります。一方で、自動車事故防止の観点から免許返納が進められるなか、返納後の外出機会の減少が、運動機能や認知機能の低下につながる可能性も指摘されています。このため、高齢者が安全に運転を継続できるよう、身体機能の維持・向上を図る視点も重要です。

理学療法士は、加齢等に伴う運動機能や認知機能の評価を通じて、個々の状態を的確に把握し、必要な支援につなげることができます。また、自動車教習指導員や関係職員に対し、加齢に伴う心身機能の変化に関する評価方法や対応策について助言・支援を行うことも可能であり、事故防止体制の強化に寄与します。

つきましては、高齢運転者等の事故防止対策の一環として、理学療法士の積極的な活用を推進していただくとともに、当該事業の実施に必要な予算の確保を要望します。

3. まちづくりへの理学療法士の活用

【要望先：都市局まちづくり推進課、住宅局市街地建築課】

我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、ソーシャルキャピタルの低下といった課題を抱える一方で、知識集約型経済の拡大やグローバル化に伴う都市間競争の加速、さらには働き方改革やワークライフバランスの重視など、生き方・働き方の多様化が進んでおり、都市における魅力向上が強く求められています。こうした状況の中、人間中心の豊かな生活の実現やイノベーションの創出による新たな価値の創造、そして地域課題の解決を目指し、貴省の主導のもとで「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出が進められています。同時に、障害者等が安心して暮らせる環境を整備するため、バリアフリー法に基づく基本構想や条例の策定、移動システム（スロープやエレベーター等）の整備など、バリアフリー環境整備促進事業も強力に推進されているところです。これからのまちづくりを進めるにあたっては、多様な視点から多角的に検討することが極めて重要です。

理学療法士は、高齢者や障害者など移動が困難な方々を科学的に支援する専門家であり、患者の自宅・職場復帰に際しては、段差解消をはじめとする環境面の指導や助言を日常的に行っています。こうしたまちづくりの環境整備（ハード面）における基本構想の策定や企画、調査などの段階から、理学療法士等の専門家が参画することで、より実効性の高い対策の推進が可能となります。

つきましては、ユニバーサルデザインやバリアフリーなまちづくり、ウォークアブルシティの推進において、自治体等の有識者会議へ理学療法士等の専門家の参画を促進できるよう、それに伴う費用等の予算を十分に確保することを要望いたします。

以上